

第45期 臨時総代会 議案書

日時 2014年2月4日(火) 午前10時30分

会場 消費者信用生活協同組合内会議室

(盛岡市南大通一丁目八番七号 3階コミュニティールーム)

第45期臨時総代会

次 第

1. 資格確認
2. 開会
3. 議長選出
4. 議事録署名人選任及び書記任命
5. 理事長挨拶
6. 議案審議
 - 第一号議案 高齢者福祉事業に関する定款変更許認可申請の件
 - 第二号議案 一関事務所閉鎖（廃止）に関する定款及び貸付事業規約変更並びに青森事務所移転に関する貸付事業規約変更認可申請の件
 - 第三号議案 議案決議効力発生の件
7. 議長退任
8. 閉会

第1号議案 高齢者福祉事業に関する定款変更許認可申請の件

高齢者福祉事業（サービス付高齢者住宅と関連する介護事業）を実施するために必要な定款変更（事業および事業の種類の新設）の許認可申請を行うに必要な機関決議につきましては、第44期通常総代会（2013年8月27日実施）におきまして提案し決議をいただいているところでございます。

一方、総代会終了後現在までの間、本件許認可申請に関する協議を許認可庁である東北厚生局と断続的に行ってまいりました。その協議内容は、主として、当該施設入居者数および介護サービス利用者数のシミュレーションを何通りか示すことによる当該事業計画の妥当性および継続性に関するものでございます。

以上の協議を踏まえ、本件定款変更の許認可申請のため、改めて決議いただきたく、次のとおり提案いたします。

①定款第3条（事業）第5号の新設[新旧対照表]

新	旧
<p>第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員に対するくらしの相談と生活支援、生活資金の貸付を行う事業</p> <p>(2) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業</p> <p>(3) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業</p> <p>(4) 児童、高齢者、身体障害者等の権利擁護に関する事業</p> <p><u>(5) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの</u></p> <p><u>(6) 前各号の事業に附帯する事業</u></p>	<p>第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員に対するくらしの相談と生活支援、生活資金の貸付を行う事業</p> <p>(2) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業</p> <p>(3) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業</p> <p>(4) 児童、高齢者、身体障害者等の権利擁護に関する事業</p> <p>(5) 前各号の事業に附帯する事業</p>

②定款第68条（事業の種類）5項の新設[新旧対照表]

新	旧
<p><新設></p> <p><u>5 第3条第5号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者総合支援法のいずれかに基づく保険福祉に関する事業並びにその関連の事業</u></p> <p><u>(2) 組合員の福祉の増進を図る事業（前号までに規定する事業を除く）</u></p>	<p>(規定なし)</p>

[変更の理由]

サービス付高齢者住宅の建設・運営および関連する介護事業（デイサービス事業）を実施するために必要な条項を新設するため。

第2号議案 一関事務所閉鎖（廃止）に関する定款及び貸付事業規約変更並びに青森事務所移転に関する貸付事業規約変更許認可申請の件

当組合一関事務所を当期末までに閉鎖し、北上事務所をその承継事務所とすることにつきましては、第44期通常総代会（2013年8月27日開催）におきまして提案し決議いただいているところでございます。今回は、一関事務所を2014年3月31日を以て閉鎖（廃止）するため定款及び貸付事業規約の記載内容を変更することにつきまして提案いたします。

また、青森事務所につきまして、当該建物所有者が2013年11月18日仮差押処分を受け、このことにより、現在までの間に、当該建物の維持管理が不完全となり、当方がこのまま事務所として使用し続けるに堪えない状況となりました。このことから、当該賃貸借契約を解除し、新たに事務所を確保することといたします。

新たな事務所は、可能な限り現在の事務所所在地に近い場所に立地する施設として検討したところ、この条件に適う施設が見つかりましたことから、現事務所を2014年2月末を目途に退去し、監督行政庁の許認可が得られ次第3月1日を目途に当該施設に青森事務所を移転することといたします。

以上、一関事務所の閉鎖（廃止）及び青森事務所の移転に必要な定款及び貸付事業規約の変更の許認可申請につきまして決議いただきたく次のとおり提案いたします。

①一関事務所閉鎖（廃止）に係る定款変更許認可申請

定款第5条（事務所の所在地）変更案

改	現
第5条 この組合は、主たる事務所を岩手県盛岡市に、従たる事務所を岩手県北上市及び釜石市、並びに青森県青森市及び八戸市に置く。	第5条 この組合は、主たる事務所を岩手県盛岡市に、従たる事務所を岩手県北上市、釜石市及び一関市並びに青森県八戸市及び青森市に置く。

②一関事務所閉鎖（廃止）及び青森事務所移転に係る貸付事業規約変更許認可申請

貸付事業規約第2条（貸付事業）変更案

改	現
<p>（貸付事業）</p> <p>第2条 貸付事業は次の各号に基づき適正に行うものとする。</p> <p>(1) 貸付事業を行う事業所等の所在地及び電話番号、その他の連絡先</p> <p>①盛岡事務所 盛岡市南大通一丁目8番7号 (電話 019-653-0001、FAX019-653-6699)</p> <p>②北上事務所 北上市大通り一丁目3番1号 (電話 0197-61-0133、FAX0197-61-0134)</p> <p>③釜石事務所 釜石市中妻一丁目4番20号 (電話 0193-23-2227、FAX0193-23-2228)</p> <p>④青森事務所 青森県青森市安方一丁目3番5号 (電話 017-752-6755、FAX017-752-6756)</p> <p>⑤八戸事務所 青森県八戸市大字八日町36番地 (電話 0178-20-8582、FAX0178-20-8583)</p>	<p>（貸付事業）</p> <p>第2条 貸付事業は次の各号に基づき適正に行うものとする。</p> <p>(1) 貸付事業を行う事業所等の所在地及び電話番号、その他の連絡先</p> <p>①盛岡事務所（呼称：盛岡相談センター） 盛岡市南大通一丁目8番7号 (電話 019-653-0001、FAX019-653-6699)</p> <p>②北上事務所（呼称：北上相談センター） 北上市大通り一丁目3番1号 (電話 0197-61-0133、FAX0197-61-0134)</p> <p>③釜石事務所（呼称：釜石相談センター） 釜石市中妻町一丁目4番20号 (電話 0193-23-2227、FAX0193-23-2228)</p> <p>④一関事務所（呼称：一関相談センター） 一関市字柳町2-5一関市東口交流センター (電話 0191-26-6031、FAX0191-26-6032)</p> <p>⑤八戸事務所（呼称：八戸相談センター） 青森県八戸市大字八日町36番地 (電話 0178-20-8582、FAX0178-20-8583)</p> <p>⑥青森事務所（呼称：青森相談センター） 青森県青森市新町一丁目2番18号 (電話 017-752-6755、FAX017-752-6756)</p>

第3号議案 議案決議効力発生の特

前各号議案につきましては、本会決議のほか、監督行政官庁の認可により効力が発生するものでございます。

従いまして各々の議決内容の趣旨に反しない範囲または当該監督行政官庁より指示または指導を受けた等の場合で決議内容に重要な変更をきたさない範囲における字句等の加除修正等につきましては理事会に御一任ください。